

雨竜町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

(R3.9 現在)

目 次

| | | |
|------|---|----|
| 1 | 基本的な事項 | 1 |
| (1) | 雨竜町の概況 | 1 |
| ア | 雨竜町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| イ | 雨竜町における過疎の状況 | 1 |
| ウ | 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置づけ等に 配意した雨竜町社会経済的発展の方向の概要 | 2 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向 | 2 |
| (3) | 雨竜町行財政の状況 | 4 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針 | 6 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標 | 6 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項 | 7 |
| (7) | 計画期間 | 7 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 7 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 8 |
| (1) | 現況と問題点 | 8 |
| ① | 移住・定住 | 8 |
| ② | 地域間交流 | 8 |
| ③ | 人材育成 | 8 |
| (2) | その対策 | 8 |
| (3) | 計画 | 9 |
| 3 | 産業の振興 | 11 |
| (1) | 現況と問題点 | 11 |
| ① | 農業 | 11 |
| ② | 林業 | 11 |
| ③ | 商工業 | 11 |
| ④ | 観光 | 11 |
| (2) | その対策 | 12 |
| (3) | 計画 | 12 |
| (4) | 産業振興促進事項 | 15 |
| (i) | 産業振興促進区域及び振興すべき業種 | 15 |
| (ii) | 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 15 |
| (5) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 15 |
| 4 | 地域における情報化 | 16 |
| (1) | 現況と問題点 | 16 |
| ① | 通信 | 16 |
| ② | 情報化 | 16 |
| (2) | その対策 | 16 |
| (3) | 計画 | 16 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 17 |
| (1) | 現況と問題点 | 17 |
| (2) | その対策 | 17 |
| (3) | 計画 | 17 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 18 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 6 | 生活環境の整備 | 19 |
| (1) | 現況と問題点 | 19 |
| ① | 上下水道施設 | 19 |
| ② | 環境衛生施設 | 19 |
| ③ | 消防施設 | 19 |
| ④ | 住宅 | 19 |
| (2) | その対策 | 20 |
| (3) | 計画 | 20 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 20 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 21 |
| (1) | 現況と問題点 | 21 |
| ① | 子育て環境の確保 | 21 |
| ② | 高齢者の保健・福祉 | 21 |
| ③ | その他の保健・福祉 | 21 |
| (2) | その対策 | 22 |
| (3) | 計画 | 23 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 24 |
| 8 | 医療の確保 | 25 |
| (1) | 現況と問題点 | 25 |
| (2) | その対策 | 25 |
| (3) | 計画 | 25 |
| 9 | 教育の振興 | 26 |
| (1) | 現況と問題点 | 26 |
| ① | 小中学校 | 26 |
| ② | 高等学校 | 26 |
| ③ | 社会教育 | 26 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 計画 | 27 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 27 |
| 10 | 集落の整備 | 28 |
| (1) | 現況と問題点 | 28 |
| (2) | その対策 | 28 |
| (3) | 計画 | 28 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 28 |
| 11 | 地域文化の振興等 | 29 |
| (1) | 現況と問題点 | 29 |
| (2) | その対策 | 29 |
| (3) | 計画 | 29 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 29 |

1 基本的な事項

(1) 雨竜町の概況

ア 雨竜町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、空知管内の西北部に位置し、東西 31.8 km、南北 15.95 km、面積 191.15 km²の細長い地形で、東は石狩川をへだてて滝川市、西は増毛山地を経て増毛町、南は尾白利加川に沿って新十津川町、北は恵岱別川、雨竜川を境に北竜町、妹背牛町にそれぞれ接している。

本町の西部には、暑寒別岳を主峰とする増毛山地がそびえ、雨竜沼高層湿原を中心とした暑寒別天売焼尻国定公園を有する山岳地帯となっており、西高東低の地勢で、東部一帯は概ね平坦肥沃な農耕適地となっている。

気候は、内陸性気象であり、冬季は西北風が強く、寒冷で積雪量も多いが、夏季においては、温暖な気象条件に恵まれ、水稻・畑作の栽培に適している。

本町の歴史は、明治 22 年に三条公外 6 華族が組合農場を組織し、雨竜原野 1 億 5 千万坪の開拓に始まり、明治 30 年に雨竜村戸長役場が開庁、昭和 36 年に町制が施行され、現在に至っている。

交通は石狩川右岸に沿って国道 275 号線が本町を南北に縦貫しており、道道江部乙雨竜線並びに道道深川雨竜線を経て、国道 12 号線及び道道中央自動車道(滝川 I C)と近距離で通じている。

本町は、中空知 5 市 5 町で構成する中空知広域市町村圏に属しており、特にその中心都市である滝川市と社会的、経済的につながりが強い。さらに、滝川市と砂川市を中心とする中空知定住自立圏の協定も結んでおり、関係が一層深まっている。

また、札幌圏、旭川圏の接点にも位置しており、車社会の進展、道路網の整備とともに両都市圏とのかかわりも年々強くなっている。

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心として、生産性の高い園芸作物を取り入れた複合経営により発展を遂げてきたが、農業諸情勢の変化をはじめ農業者の高齢化や後継者不足による担い手の確保など本町農業を取り巻く情勢は、厳しい状況にある。

イ 雨竜町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 31 年の 7,390 人をピークに年々減少しており、昭和 35 年国勢調査人口が 7,114 人、昭和 45 年には 5,328 人、昭和 50 年には 4,332 人と減少の一途をたどっていたが、道立雨竜高等養護学校及び福祉施設の誘致や若者定住促進事業により昭和 60 年 4,105 人、平成 2 年 3,981 人、平成 7 年 3,825 人、平成 12 年 3,601 人、平成 17 年 3,316 人、平成 22 年 3,049 人、平成 27 年 2,749 人(いずれも国調人口)と減少率は低下したが、農業後継者不足や晩婚化・雇用の場が少ないことなど依然として人口流出状況にある。

また、出生率は年々低下し、逆に 65 歳以上の高齢者は増加しており、高齢者率も 37.9% (平成 27 年国調)と全国平均(26.7%)をはるかに上回っている。

これまでに、「過疎地域対策緊急措置法(昭和 45 年)」、「過疎地域振興特別措置法(昭和 55 年)」、「過疎地域活性化特別措置法(平成 2 年)」、「過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年)」と 4 次にわたる過疎対策法に基づき、農業基盤の整備、町道、農林道の整備、集落排水、ごみ処理施設、公営住宅、産業基盤及び生活環境の整備等に大きな成果を挙げている。

しかし、本町の基幹産業である農業は、国際社会における農産物等の自由化や関税見直しの協議(T P P 1 1 参加・日米貿易協定の発効)の進展などにより、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷、少子高齢化に伴う国内需要の縮小に加え、肥料等の生産資材価格が高止まりとなっており、依然として厳しい環境下におかれている。また、農業者の高齢化や担い手不足による離農など、農村地域の形成や農村の活力の著しい低下を招いているため、時代に見合った対応と将来を見据えた農業経営を進める担い手等の育成・確保が必須である。農業諸情勢の変化や消費者ニーズに対応した「売れる米づくり」を進めていくことや担い手農業者の育成、農産物の付加価値向上など 6 次産業化を図っていくことが必要とされる。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置づけ等に配慮した雨竜町の社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業である農業は水稲とともに歩んできたが、農家一戸当たりの経営面積は、約17ha（令和元年）で5年前と比べ10.0%増加し、農家戸数は、167戸・10法人（令和元年）で5年前と比べ10.2%減少しており、今後とも担い手農業者の農業経済安定化のための支援が必要とされ、農作業の省力化や高品質米生産のための各種農業基盤整備をはじめ、ライスコンビナート（穀類乾燥調製貯蔵施設）や水稲温湯処理施設（種籾の殺菌）を有効活用し、消費者ニーズに対応した安全でクリーンな農産物の安定供給を一層推進し、地域農業のブランド化を図っていくことが必要である。

商工業においては、長引く景気低迷に加え、コロナ禍による経済低迷を受けるなど厳しい状況にあるが、商工業者の経営体質の改善強化に向けた取り組みを進めるとともに、感染予防対策を踏まえた「新しい生活様式」に沿った支援を行い、安心して利用できる環境づくりを図っていかなければならない。

また、企業誘致や新産業を創造し、若者の就業の場を確保し、併せて快適に生活できる環境整備を推進しなければならない。

このことから、本計画の作成にあたっては「新・北海道総合計画」の【めざす姿】や【基本姿勢】及び、「第5次雨竜町振興基本計画」との整合性を確保し、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開させて社会的経済発展を目指すこととする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、表1-1、表1-2(1)及び(2)に示すように昭和35年の7,114人をピークに昭和50年まで急激に減少し、現在は約2,300人となっている。今後も増加する要因は極めて少ないと予想されるが、平成26年11月に国が「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、国と地方が一体となって人口減少問題に取り組んでいるが、人口減少は緩やかに進んでいる。

65歳以上の高齢人口は、平成2年国調人口では794人と全体の20%を占め、平成17年には1,017人と千人を超え、割合が30.7%と初めて30%を超えた。更に平成27年では37.9%となり、今後も更に高齢化が進行するものと思われる。

産業別人口については、表1-2(3)に示すように昭和35年に77.3%であった第1次産業人口は平成2年には50.0%、平成27年には39.1%と急激に減少し続け、逆に第3次産業人口は昭和35年の13.7%から平成2年に38.2%、平成27年には51.3%と急増している。これは、高齢化や後継者不足等による離農が進み農業人口が減少したことや、道立高等養護学校及び福祉施設の誘致などによるものや定住促進事業も一つの要因である。

また、企業誘致は思うように進まず、第2次産業人口は大きな増減はない状況にある。

表 1-1 雨竜町長期人口ビジョン

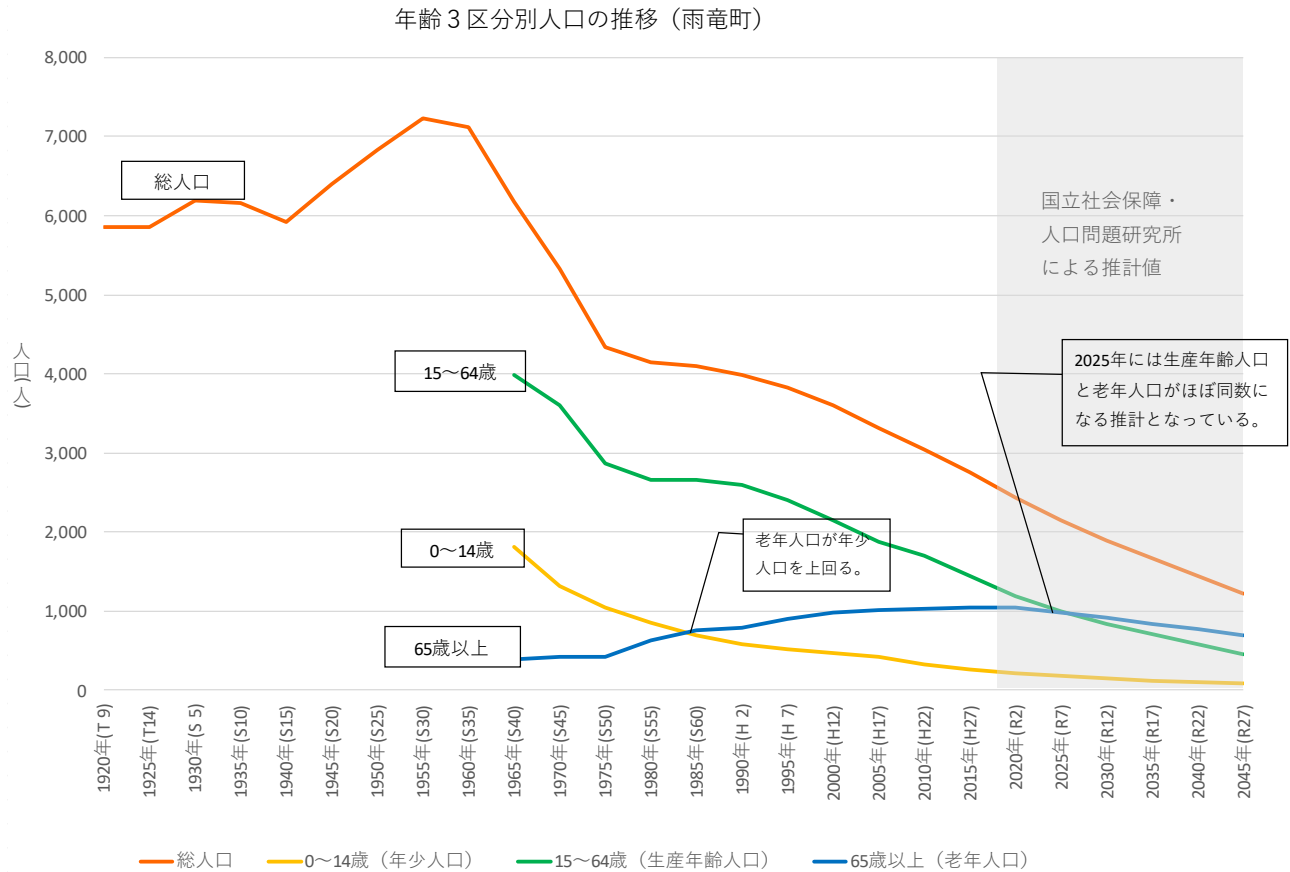


表 1-2 (1) 人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 昭和35年 | | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 7,114 人 | 4,332 人 | △39.1 % | 3,981 人 | △ 8.1 % | 3,316 人 | △16.7 % | 2,749 人 | △17.1 % | | |
| 0歳～14歳 | 2,401 | 1,044 | △56.5 | 589 | △43.6 | 422 | △28.4 | 262 | △37.9 | | |
| 15歳～64歳 | 4,323 | 2,859 | △33.9 | 2,598 | △ 9.1 | 1,877 | △27.7 | 1,445 | △23.0 | | |
| うち15歳～29歳(a) | 1,981 | 903 | △54.4 | 791 | △12.4 | 507 | △35.9 | 393 | △22.4 | | |
| 65歳以上(b) | 390 | 429 | 10.0 | 794 | 85.1 | 1,017 | 28.1 | 1,042 | 2.5 | | |
| (a)／総数 若年者比率 | 27.8 % | 20.8 % | — | 19.9 % | — | 15.3 % | — | 14.3 % | — | | |
| (b)／総数 高齢者比率 | 5.5 % | 9.9 % | — | 19.9 % | — | 30.7 % | — | 37.9 % | — | | |

表 1-2 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

| 区 分 | 平成17年 3月31日 | | 平成 22 年 3月31日 | | | 平成 27 年 3月31日 | | |
|-----|-------------|--------|---------------|--------|---------|---------------|--------|---------|
| | 実 数 | 構成比 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 3,267 人 | — | 2,970 人 | — | △ 9.1 % | 2,663 人 | — | △10.3 % |
| 男 | 1,570 | 48.1 % | 1,423 | 47.9 % | △ 9.4 | 1,270 | 47.7 % | △10.8 |
| 女 | 1,697 | 51.9 % | 1,547 | 52.1 % | △ 8.8 | 1,393 | 52.3 % | △10.0 |

| 区 分 | 平成 31 年 3 月 31 日 | | | 令和 2 年 3 月 31 日 | | | |
|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|-----------|------------|------|
| | 実 数 | 構成比 | 増減率 | 実 数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総 数 (外国人住民除く) | 人 2,379 | — | % △ 7.4 | 人 2,300 | — | % △ 3.3 | |
| 男 (外国人住民除く) | 1,156 | % 48.6 | △ 9.0 | 1,117 | % 48.6 | △ 3.4 | |
| 女 (外国人住民除く) | 1,223 | 51.4 | △12.2 | 1,183 | 51.4 | △ 3.3 | |
| 参考 | 男 (外国住民) | 1 | 12.5 | — | 1 | 11.1 | 0 |
| | 女 (外国住民) | 7 | 87.5 | — | 8 | 88.9 | 14.2 |

表 1-2 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成17年 | | 平成 27 年 | |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 3,915 | 人 2,380 | % △39.2 | 人 2,100 | % △11.8 | 人 1,545 | % △26.4 | 人 1,273 | % △17.6 |
| 第 1 次産業 就業人口比率 | % 77.3 | % 65.0 | — | % 50.0 | — | % 40.9 | — | % 39.1 | — |
| 第 2 次産業 就業人口比率 | % 9.0 | % 10.3 | — | % 11.8 | — | % 10.2 | — | % 9.5 | — |
| 第 3 次産業 就業人口比率 | % 13.7 | % 24.7 | — | % 38.2 | — | % 48.9 | — | % 51.3 | — |

(3) 雨竜町行財政の状況

本町の行財政は、自主財源の乏しい脆弱な財政構造の中で、社会経済環境の変化や多様な住民ニーズへの対応、少子高齢社会への対応など地方財政を取り巻く環境は厳しい状況が続き、緊縮型の財政運営に努めている。平成 12 年度から雨竜町行財政改革推進実施計画に基づき事務事業の見直しや人件費、経常経費の節減を行い、また平成 17 年度には機構改革を行い、グループ制を導入するなど、現在も組織の見直しを定期的に行いながら効率的な行財政運営に努めている。

また、広域行政の推進に努め、中空知広域市町村圏組合をはじめ、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、中空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合、石狩川流域下水道組合に加入、このほか滝川市・砂川市が中心市となる中空知定住自立圏の協定締結、学校給食については新十津川町学校給食センターへ委託するなど事務機構の合理化を推進している。市町村合併については、中空知広域市町村圏内の中で議論されてきたが、合併合意には至らず、本町は、当面合併はせずに単独で自立を目指すこととしている。しかし、平成 26 年 11 月の国の「まち・ひと・しごと創生法」施行に伴い、今後、より一層人口減少が深刻化する中で、雨竜町総合戦略と雨竜町過疎地域持続的発展市町村計画を一体的に取り組むことが重要と考える。

今後も、社会情勢の変化に対応しながら、より一層効率的な行政システムを進めるとともに健全な財政運営を図っていくことが必要とされ、各種滞納金の解消を図るなど収入財源の確保に努めるとともに、事業の必要性・緊急性を十分考慮した執行を進め、経常経費等の更なる節減に努めていく必要がある。

表1-3(1) 雨竜町財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額A | 3,395,878 | 3,745,647 | 4,050,399 |
| 一般財源 | 2,407,686 | 2,294,231 | 2,031,289 |
| 国庫支出金 | 83,833 | 188,092 | 208,680 |
| 都道府県支出金 | 241,558 | 332,734 | 337,785 |
| 地方債 | 291,200 | 398,100 | 352,900 |
| うち過疎対策事業債 | 289,700 | 281,100 | 201,700 |
| その他 | 371,601 | 532,490 | 1,119,745 |
| 歳出総額B | 3,279,224 | 3,578,967 | 3,923,636 |
| 義務的経費 | 1,095,892 | 1,200,210 | 1,235,563 |
| 投資的経費 | 485,036 | 571,043 | 500,003 |
| うち普通建設事業 | 485,036 | 571,043 | 487,202 |
| その他 | 1,232,129 | 1,807,714 | 2,188,070 |
| 過疎対策事業費 | 466,167 | 325,434 | 267,900 |
| 歳入歳出差引額C (A-B) | 116,654 | 166,680 | 126,763 |
| 翌年度へ繰越すべき財源(D) | 28,893 | 33,938 | 4,949 |
| 実質収支C-D | 87,760 | 132,742 | 121,814 |
| 財政力指数 | 0.144 | 0.129 | 0.148 |
| 公債費負担比率 | 16.2 | 20.3 | 21.5 |
| 実質公債費比率 | 11.1 | 4.1 | 9.1 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 78.9 | 73.6 | 91.5 |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 4,983,180 | 5,090,135 | 4,019,414 |

表1-3(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|---------------------------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 34.8 | 59.1 | 73.6 | 74.27 | 74.74 |
| 舗装率 (%) | 16.8 | 43.2 | 71.2 | 72.71 | 74.64 |
| 農 道 | | | | | |
| 延長 (m) | | | | 46,966 | 46,966 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | 0.85 | 0.85 | 13.18 | — | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延長 (m) | | | | 15,789 | 15,789 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | 0.69 | 0.70 | 1.33 | — | — |
| 水道普及率 (%) | 78.7 | 91.4 | 99.7 | 99.9 | 99.9 |
| 水洗化率 (%) | — | 53.7 | 55.2 | 77.3 | 96.6 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 1.5 | 0.5 | — | — | — |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、道路網や生活環境基盤の整備はもとより、生涯学習の推進や保健・福祉の充実のほか、農業生産基盤の整備、地域間交流体験施設の整備、定住促進事業などを重点において事業を実施しており、地域の活性化に大きな成果を上げてきた。

しかし、最近の経済社会情勢は大きく変化し、少子・高齢化の進行や情報化の進展、環境問題の顕在化、ライフスタイルや価値観の多様化など社会が急激に変化を続ける一方で、農業をはじめとした地域産業が低迷し、経済情勢が極めて厳しい状況にある。

このことから、引き続き本町の基幹産業である農業生産基盤整備を中心に、生活環境整備、地域間交流の促進のほか、定住促進事業や教育文化の振興のための条件整備を進めるものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 本町の人口減や高齢化に歯止めをかけていくことが必要であり、企業誘致に加え、定住促進事業（若者定住促進事業、出産祝金交付事業、持ち家定住奨励事業）や空き地・空き家バンクの効果的な事業展開によるU・I・Jターンや移住を奨励し、過疎化防止に努める。また地域住民等との協働によるイベントや都市と農村の交流など地域活性化に向けた取り組みを支援し、地域おこし協力隊を活用した交流人口の拡大や移住・定住を進める。

② 農業経済は、引き続き厳しい状況下にあるが、「雨竜町水田収益力強化ビジョン」に基づき、消費者ニーズに対応した高品質な米を安定生産できる体制を確立し、雨竜産米のブランド化を図るとともに、区画整理や用排水路など農業生産基盤整備を進めるなど、農業環境整備を促進することにより、新規就農者・Uターン就農者の増加を図る。

③ 子育て世代の情報交換や交流促進の場を整備し、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを進め、年間の子育て世帯数の増加を図る。また、高齢者等が快適で充実して暮らすことができるよう施設の整備を図るとともに、きめ細かなサービスを提供できる体制の整備を図る。

④ 生活環境整備については、農業集落排水処理施設の改修など環境衛生面の整備を図るとともに、消防施設整備など安心して生活できる環境づくりを進めるほか、多様化している住宅ニーズに対応した公共賃貸住宅の建替えや、長寿命化計画に基づいた住環境改善工事等を行うことで、優良な住宅を供給し入居者の確保につなげる。また地域間をつなぐ橋梁及び道路網等の整備や、冬期間の除雪体制を整備することにより、ゆとりやうるおい、やすらぎのある生活環境の充実を図る。

⑥ 少子化・核家族化などによる家庭環境の変化や高度情報化、国際化など教育環境を取り巻く環境は大きく変化しており、多様なニーズに対応した生涯学習を推進するとともに、教育環境施設整備として、小中学校校舎、スクールバス、社会教育施設等の整備を進める。

⑦ 暑寒別天売焼尻国定公園のメイン的存在であり学術的にも貴重な財産である「雨竜沼湿原」には、多くの登山客が訪れているが、自然と適切にふれあうための情報や歴史などを広く住民や観光客に伝える「雨竜沼自然館」を活用しながら本町の観光振興を図るとともに、情報発信の拠点施設である道の駅「田園の里うりゅう」施設の機能充実を図り、観光客数の増加につなげる。

⑧ 各地域の憩いの場として使用される集会施設を適切に管理し、各種地域活動が円滑に行われるよう推進するとともに、各地域の交通安全や防犯対策を推進し、自主防災組織の増加や地域住民の主体的な参画を促進する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、計画期間の中間年及び最終年度に外部有識者が参画するまち・ひと・しごと創生会議において評価を行うこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置について、施設ごとの方針を定め、公共施設、インフラ資産の維持管理等について整合を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

定住促進事業は平成4～13年度、平成14～23年度まで「雨竜町定住促進事業」、新たに平成24年度から「雨竜町田園の里定住促進事業」として、転入者、農業後継者、新規農業参入者等を奨励する「若者定住促進事業」、第1子の出産から祝金を交付する「出産祝金交付事業」、住宅の建設を奨励する「持ち家定住奨励事業」を実施し、人口の流出防止に努めている。また、平成26年11月に施行された国の「まち・ひと・しごと創生法」に伴い、今後、より一層人口減少に歯止めをかけるべく、雨竜町総合戦略と雨竜町過疎地域持続的発展市町村計画を一体的に取り組むことが重要である。

② 地域間交流

地域間の交流事業としては、農業体験を通じて農業・農村の良さや重要性を知ってもらうことを目的に都市部の生徒・児童を受け入れるファームステイ事業を平成8年から実施しているほか、地域住民等による都市と農村の交流事業や地域グループによる農村景観づくりなど地域住民が主体的に地域間交流を進めている。今後も継続して地域間の交流事業を進め、地域の活性化につなげていくため、地域おこし協力隊を活用した事業展開等も必要とされる。

小学校では、昭和54年よりカナダトロント市の日本語学校と姉妹提携を結び、児童の派遣及び受入を行い、地域住民ともふれあいを持つことにより、将来を担う子どもの国際感覚を養う場としての交流活動を継続して行っている。また、カナダトロント市の子どもの「トロント交流事業」を実施するなど交流を深めている。

平成26年10月からふるさと納税に特産品贈呈事業を創設し、町外在住の寄附者に対して、本町の特産品である米・メロンなどを贈呈している。本町の魅力・味覚が全国に広がりを見せており、更なる返戻品の拡充や外部ポータルサイト等の活用を進め、寄附者が申し込みやすい体制を整備する必要がある。

③ 人材育成

人材育成事業は、教育・文化・産業・福祉・まちおこし等各分野において将来にわたり活力と魅力あるまちづくりに資する人材を育成するため、令和元年より未来のまち・ひとづくり事業として、研修派遣事業や講演会の開催事業を主体的に行う者への支援を実施している。

地域の持続的発展のためには、リーダーとなる担い手の育成が必要なため、今後も各種イベント、講演会等を地域住民等と連携・協働し実施していくこととする。

(2) その対策

- ア 定住者を支援する「雨竜町田園の里定住促進事業」を進め人口流出防止に努める。
- イ 住民やNPO法人等との協働による地域間交流事業を進める。
- ウ 地域おこし協力隊の隊員数の充実と、隊員を活用した交流事業を進める。
- エ ふるさと納税の特産品贈呈事業の体制拡充を図る。
- オ カナダトロント市の日本語学校との交流等を推進する。
- カ 研修派遣や講演会の開催事業を通じた人材育成事業を推進する。
- キ 地域住民等との協働によるイベントの開催など地域の自立に向けた取り組みを推進する。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------|--|------|-------------|
| 1 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 | <p>定住促進事業</p> <p>若者定住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者奨励金 町外者が定住のため転入し、常勤労働者として働き、転入・就業とも一定年数を経過した者。 ・新規学卒者就業奨励金 新規学卒者が町内事業所または農業に就業し、定住・就業とも一定年数を経過した者。 ・農業新規参入者奨励金 新たに町内の農業に就業し定住し、一定年数を経過した者。 ・結婚定住祝金 町内の事業所または農業に就業している者が、町内に一定年数以上在住し、結婚後も定住する者。 <p>若者の人口定着と増加を図り、定住を促進する。</p> <p>出産祝金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子から出産祝金を交付することで、本町の人口増加を図り定住を促進する。 <p>持ち家定住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地奨励金 宅地を取得後一定期間内に住宅を新築した者、又は町内の空き住宅を購入した者等に対し、土地の購入費に対し助成する。 ・持家奨励金 新築、増改築工事を町内業者に発注した者に対し奨励金を交付。 <p>本町の人口定着と増加を図り、定住を促進する。</p> | 町 | 将来にわたり効果が及ぶ |

| | | | | |
|--|---------------|--|----------|--|
| | <p>・地域間交流</p> | <p>まちづくり人材育成事業</p> <p>人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダトロント市にある日本語学校との交流等を行うことにより、国際感覚を養うとともに地域住民とのふれあいの場を持つことにより、地域の担い手・人材育成を図る。 <p>各種イベント事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化と新しいひとの流れを呼び込むため「うりゅう暑寒フェスタ」を開催することで、町の魅力を発信し、観光客と住民の交流を図る。 | <p>町</p> | |
|--|---------------|--|----------|--|

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は昭和45年に農業振興地域の指定を受け整備計画を樹立し、農業の振興に努めてきた。

本町の令和元年度末の農家戸数は、167戸・10法人（町産業建設課調べ）で、5年前と比べ10.2%減少している。一方、平均経営面積は、約17haで10.0%増加している。年齢別では、65歳以上の農家が62戸（35.0%）と農業者の高齢化が進んでいる状況にある。農業粗生産額においては、米の比率が高く、野菜の作付け等高収益作物との複合経営も図られている。令和元年度末の認定農業者数は、160件（90.3%）で、平均年齢55歳、平均経営面積20.8haである。今後、さらに高齢農業者の離農に伴い、担い手農業者の育成と農地の集積が課題である。

米においては、主産地として地域の自然環境を通じて消費者ニーズに即した良質・良食味米の生産を行い高い評価を得ているが、米価の低迷は農業経営に大きな影響を及ぼしている。良食味米の安定生産や地域担い手農業者の確保による農用地利用集積・集約化を推進し、農業経営の効率化と大型機械に対応した圃場整備を進めるなど農業基盤整備が必要であり、水稻処理施設やライスコンビナートなど農業関連施設等のさらなる有効活用により、安定かつ良質な農業生産物の生産と出荷に努めなければならない。特に「暑寒ブランド」として産地化が図られている「メロン」にあつては、本州市場からも好評を得ているが、道内外の市場及び消費者に信頼される産地として、作付面積の維持・拡大と品質管理に一層努めるとともに、「技術の伝承」を図る必要がある。しかし、経営規模拡大により農繁期における労働力不足が生じるため、人材の確保、農作業の省力化・合理化・法人化による経営改善等が急務である。また、農畜産物の加工施設を活用しながら6次産業化などアグリビジネスの展開を図るとともに、付加価値を高めた特産品開発、高収益作物の作付けを推進し、安定した農業所得を確保することが今後の課題である。

② 林業

本町の森林面積は、13,386haで総面積の約70%を占め、そのうち国有林が6,696ha、道有林が4,460ha、町有林が502ha、私有林等が1,728haとなっている。

森林は、近年の局所的豪雨災害の発生時の土砂災害の防止機能や、国土保全、水資源のかん養、環境保全など、森林の持つ多面的機能の保全及び林業の持続的発展のための森林に関する施策は従来に増して重要性が高まっており、長期的な視点に立って発揮させる必要がある。

しかし、材価の低迷、林業経営費の増嵩等、投資効果が極めて低く林業の現況は厳しい状況にある。また、本町の林家のほとんどは、経営規模5ha未満の零細所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難であることから、森林施業の共同化及び合理化をすすめるとともに農業との複合経営による林業経営の安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コスト及び労働力の低減を図ることが必要である。

③ 商工業

本町の商店数は、平成3年のピーク時55店（商業統計）から平成26年には28店と半減しており、景気低迷に加え、近隣市町への大型店の進出などによる購買の流出に歯止めがかからず、本町商業の経営状況は依然厳しい状況である。

工業においては、長引く景気低迷を受けて、企業誘致は厳しい状況下にあるが、今後も根強く誘致活動を展開するとともに新産業の創造や起業化を促進し、若者及び農業者等の雇用の場の確保に努めなければならない。

④ 観光

国定公園「雨竜沼湿原」は、道内外から多くの登山客が訪れているが、入込客はほぼ横ばい

傾向にある。また、貴重な自然環境を有する湿原内にある木道等施設や関連施設の整備は、順次、改修工事等が進められているが、平成2年に「国定公園」に指定、平成16年に「北海道遺産」に、平成17年には「ラムサール条約登録湿地」に認定されており、湿原保全と観光資源の活用の観点からも、今後とも、継続的、計画的な維持管理、施設整備等に努めなければならない。

道の駅「田園の里うりゅう」は、雨竜沼湿原をはじめとした観光情報の提供拠点施設として利用されているほか、地元の新鮮な農産物や特産品などの直売所が設けられ、都市住民と農村の交流が盛んに行われ、雨竜沼湿原や地元特産品さらには常設の書道館などマチの振興を図るための拠点・防災機能の充実を図っていくことが必要である。また、道の駅周辺施設には、農産物加工施設等もあり、地元特産品を利用した6次産業化の取組や特産品開発を進めることが重要である。

(2) その対策

ア 「雨竜町水田収益力強化ビジョン」に基づき、消費者ニーズへの対応、高品質な米の安定生産など「売れる米づくり」を進めていくとともに、経営感覚に優れた経営者や認定農業者の育成・確保を進める。また、農業後継者や新規就農者への育成事業を強化し、高品質作物の生産に向けた技術指導の充実など各種活動に対し支援を行うなど地域農業の振興を図る。

イ 農業者の高齢化・後継者不足や経営耕地面積の拡大に伴い、労働の省力化・合理化、法人化を図るため、水稻温湯処理施設、ライスコンビナート施設の有効活用を図るとともに、区画整理や用排水路整備など各種農業基盤整備を推進する。

ウ 野菜、花き等の「暑寒ブランド」の農産物を推奨するとともに、高収益作物の作付け推進を図る施設整備の支援、町内外のふれあい・体験施設である道の駅「田園の里うりゅう」の機能の充実を図るとともに、農産物のPR及び加工品の開発等を進める。

エ 「雨竜町森林整備計画書」に基づき、適切な保育管理を実施するとともに、未立木地解消に努める。

オ 商工会で実施する経営改善普及事業や消費活性化事業を支援し、商工業の活性化を促進する。

カ 中小企業者に対し融資事業及び利子等補給事業を行い、経営の安定化を推進する。

キ 商工業の振興と雇用の安定を図るため、新規開業、後継者育成、商店街の活性化事業などに対する支援を進める。

ク 企業誘致活動に努めるほか、新産業の創造や起業化を促進する。

ケ 雨竜沼湿原の適切な保全と活用に努める。

コ 観光客の拠点施設となっている道の駅「田園の里うりゅう」の機能の充実を図る。

サ 中空知定住自立圏市町等の連携による農商工・観光振興の推進及び雇用・就業支援対策の推進を図る

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------|--|------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 ・農業 | 農地整備事業（経営体育成型） 北友南地区 用水路 L = 12,944m 排水路 L = 7,600m 道路 L = 5,690m 暗渠排水 A = 121.1ha 客土 A = 29.7ha 区画整理 A = 122.6ha | 道 | |

| | | | | |
|--|----------------------|---|---|--|
| | | 農地整備事業（経営体育成型） 東栄第1地区 用水路 L = 7,042m 排水路 L = 4,866m 道路 L = 12,553m 暗渠排水 A = 78.5ha 徐 礫 A = 3.7ha 区画整理 A = 80.1ha | 道 | |
| | | 農地整備事業（経営体育成型） 東栄第2地区 用水路 L = 12,400m 排水路 L = 9,270m 道路 L = 18,150m 暗渠排水 A = 142.0ha 客 土 A = 17.5ha 区画整理 A = 142.0ha | 道 | |
| | | 農地整備事業（経営体育成型） 渭の津2地区 用水路 L = 1,300m 排水路 L = 1,200m 道路 L = 260m 暗渠排水 A = 115.4ha 区画整理 A = 115.4ha | 道 | |
| | (4) 地場産業の振興 ・生産施設 | ライスコンビナート附帯施設整備事業 プールタンク取出ライン改修 乾式集塵機改修 エアパージ新設 トレーサビリティシステム導入 ロボットパレタイザー・紙袋ミシン更新 屋外・屋根塗装 | 町 | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | 道の駅周辺整備事業 トイレ等改修 | 町 | |
| | | 町営プール改修事業 ろ過器改修工事 | 町 | |

| | | | | |
|--|---|---|----------|--------------------|
| | <p>(10)過疎地域持続的発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次産業 | <p>農業後継者未来応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化や担い手不足が進むなかで、技能免許の取得、農用地や農業用機械等の取得及び家屋の新築、また、農業大学校等への就学費用等の助成を行うことにより、農業後継者の確保と育成による地域農業の振興を図る。 <p>新規就農者育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で新たに農業を営み、農業振興に寄与する者に対し、農用地賃借料や取得した農用地等の固定資産税相当額の補助、農業関係制度資金借入金の償還利子の補助、及び新規就農のため研修を行う者に対し研修費用の補助、住宅料の補助等を行うことにより、新規就農者の育成を図る。 | <p>町</p> | <p>将来にわたり効果が及ぶ</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・商工業・6次産業化 | <p>商工業振興・地域雇用推進事業</p> <p>新規参入開業支援補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が身近に利用できる商店の充実や空き店舗対策として、新規開業に伴う開業支度金や開業後2年間の運営資金を支援することにより、商工業振興を図る。 <p>後継者等育成補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の後継者を育成するため貸付金を給付するとともに、魅力ある商店街を形成するなど町民が利用しやすい環境整備のため、既存店舗に対する店舗改装、増設等に対し補助を行う。 <p>商店街元気づくり活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街、商工業全体の振興、活性化のため、各種研修会をはじめ、各種イベント事業、商店マップ等の広告宣伝事業、商工会連携事業、ビジョン策定事業等 | <p>町</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>に対し、支援を行う。</p> <p>雇用創出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模経営が多いなか、町内での雇用の場を創出するため、新規雇用する場合の人件費に対する補助を行うことにより、雇用の拡大を図る。 <p>町内農産物の加工食品開発事業</p> <p>地域資源を使った商品開発、付加価値やブランド力を高める開発支援を行う。</p> <p>中小企業利子等補給補助</p> <p>中小企業の融資に対し、運転設備資金の利子及び保証料を補給し、企業の安定的経営を促進する。</p> <p>消費活性化対策事業</p> <p>住民の地元購買意欲の高揚や魅力ある商店街とするため、プレミアム付電子マネーのプレミアム分及び商店街ポイント利用拡大・ポイントカードシステム導入に対し支援する。</p> | 町 | |
| | | | 町 | |
| | | | 町 | |

(4) 産業振興促進事項

産業振興をより効果的に促進するために、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高めていく。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 雨竜町の全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業者、旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

農道や農業用排水路の適切な維持管理に努め、土地改良事業等を活用し計画的な改修を国及び北海道・空知総合振興局と連携し進める。また農産物の生産性や品質向上のためにも、ライスコンテナ施設の効果的な活用法と維持管理の安定による高品質な生産に努める。

観光施設については、本町の産業や文化を発信する重要な情報発信施設としての機能を活用するため、適切な改修・維持管理を実施する。

公園等レクリエーション施設については、安全利用のための予防保全型の維持管理に努め、設備等についても老朽化の状況把握により、安全配慮の視点から撤去、修繕、更新等の方針を定め、計画的に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 通信

住民サービスの向上、防災体制の確立、産業振興等を図る上で通信網の整備は特に重要であり、デジタル防災行政無線を全戸配置するとともに全国瞬時警報システムを整備し各種防災情報を住民に対し伝達を行っている。

今後においては、防災情報伝達方法の多重化や高齢者への有効な情報伝達方法、地域産業振興に向けた通信体制の整備を進めなければならない。

② 情報化

本町の高度情報通信網については、一部地域のみ利用可能という状況であり、情報格差を解消する必要がある。また各種行政や観光等の地域情報をホームページ等により分かりやすく提供するとともに、ホームページに限らずあらゆる情報提供手段を活用し提供する必要がある。

今後については、自治体デジタル化を中心として各種情報化、次期高速無線Wi-Fi整備を進めるとともに、デジタル社会を担う人材育成を推進しなければならない。

(2) その対策

ア 情報化社会に対応した新たな通信施設の整備を検討する。

イ 電子自治体化を進めるとともに人材育成に努める。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--|----------------------------|--------------------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・その他の情報化のための施設 | 高度無線環境整備推進事業 光ファイバ等整備事業 | 東日本 電信電 話(株) | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町は、鉄道（札沼線）が昭和 47 年に廃止され、現在の主要交通体系は道路のみであり、南北に延びる国道 275 号を中心に、暑寒別雨竜停車場線、江部乙雨竜線、深川雨竜線の 3 本の道道が東西に縦貫しており、都市との交流、経済の交流、観光の振興等に大きな役割を果たしている。

国道 275 号線における交通量は年々増加の一途をたどり、交通事故が多発している状況にあり、全区間に歩道やバス停帯が必要とされ、継続して整備が進められている。

老朽化していた道道江部乙雨竜線の江竜橋は、平成 14 年度から橋梁の架替工事が行われ、平成 23 年 12 月に供用開始された。

町道については、全体で 129 路線（うち 1、2 級幹線は 35 路線）あり、総延長が 142.5km となっている。令和元年度末で改良率が 74.7%、舗装率が 74.6%となっている。

冬期間において町道の除雪を、現在 10 台の雪寒機械により効率的に行っているが、老朽化した機械の更新を計画的に行い、より充実した除雪体制を図っていかなければならない。

公共交通機関については、2 本のバス路線により近隣への移動手段が確保されているが、人口減少を含めた利用者数の減による運行数の削減や路線維持が課題となっており、高齢者等への交通手段の確保が必要となっている。

(2) その対策

ア 主要な集落間を結ぶ道路網の整備を進める。

イ 産業の振興に資する基幹的な農道及び林道の整備を促進する。

ウ 雪寒機械を適切に更新し、除雪体制の充実を図る。

エ 高齢者、障害者等の交通弱者に配慮するため、公共交通機関や地域の交通手段の確保に努める。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-----------------------------|--|------|-------------|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 ・ 橋りょう | 橋梁長寿命化改修事業 | 町 | |
| | ・ 道路 | 町道等新設改良事業 町道南 7 号線外道路改修・新設工事 | 町 | |
| | (8) 道路整備機械等 | 雪寒機械整備事業 ミニロータリー 1 台 | 町 | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ 公共交通 | 中空知生活交通確保対策負担金 ・ 中空知区域における路線バスの運行を支援するために設立した協議会に市町負担金を支出し、既存路線の存続による、住民の交通手段確保を図る。 | 町 | 将来にわたり効果が及ぶ |

| | | | | |
|--|------|---|---|--|
| | | 生活交通手段確保事業 シルバーライナー運行 ・廃止されたバス路線に、町委託により週2日営業タクシーを運行させ、地域住民の交通手段を確保する。 | 町 | |
| | ・その他 | 高齢者・身障者タクシー助成 ・シルバーライナー運行路線区域以外の高齢者・障害者に対し、営業タクシーの利用についての助成を行い、移動手段を持たない高齢者等交通弱者の交通体制の向上を図る。 | 町 | |
| | | 高齢者運転免許自主返納サポート事業 ・高齢運転による事故防止策として、運転免許証の自主返納を奨励することで交通弱者となる高齢者に対し一部助成を実施する。 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋梁等については、点検や、個別に定める長寿命計画等に従って維持管理、修繕、更新、改良等を進める。生活道路は安全性を優先し、老朽化の著しい舗装の改良工事を検討するとともに、歩道整備や景観に配慮した道づくり、除雪体制の充実を図る。また、橋梁の劣化予測により大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避するため、「予防保全的な対応」を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

上水道施設については、昭和 47 年より西空知広域水道企業団から給水を受け、令和元年度末の給水人口は、2,306 人となっており、普及率は 99.9%である。

水需要の増加に伴い、安定した水の供給のため建設された多目的ダムの徳富ダム本体が完成し、新たな上水道の水源地として運用を開始した。

下水道施設については、農業集落排水事業として、昭和 54 年から着工し、昭和 59 年満寿地区、平成元年には平和地区、平成 7 年の追分地区供用開始により、市街地区の汚水処理対応はほぼ完了している。

汚水処理場設備も、建設から年数も経過していることから、計画的な改修整備が必要である。

農村部においても農村環境整備対策として、合併浄化槽施設整備事業を平成 7 年から実施し、171 戸（令和元年度末）を整備している。

② 環境衛生施設

本町の廃棄物の中間処理は、3 市 2 町で構成する中空知衛生施設組合で広域ごみ処理施設を整備し運営している。火葬場施設の運営についても、中空知衛生施設組合で運営し、老朽化に伴う全面改築が平成 28 年より進められている。

この中で可燃ごみについては、平成 25 年度から 5 市 9 町による中・北空知廃棄物処理広域連合で運営する中・北空知エネクリーンで焼却処理している。

中空知衛生センターのし尿処理施設が老朽化しており、平成 27 年度より 6 市 6 町で運営する石狩川流域下水道組合の奈井江浄化センターにおいて広域処理を行っている。

今後、循環型社会の形成を目指し、ごみの分別収集、減量化、再利用が図られるよう住民意識の向上を図っていくことが大切である。

③ 消防施設

本町の消防・救急体制は、3 市 2 町の消防事務組合を組織し、広域で運営して万全な体制に努めている。平成 19 年に雨竜支署と江部乙支署と統合し、江竜支署として職員 19 名、車両 4 台（R2.4 現在）で消火・救助・救急活動を行っているが、今後も消防施設の改修や車両の計画的な更新が必要とされる。

雨竜消防団においては、2 つの分団を擁し、団員 50 名、車両 2 台と町内に設置されている防火水槽 16 か所、消火栓 32 か所を用いて火災時の消火活動及び防火活動を行っている。また、平成 28 年度に第 1 分団詰所の建替え、令和元年においては第 2 分団詰所改修及びサイレン塔を防災センターと併せて整備しており、今後においても適切な設備更新が必要である。

④ 住宅

本町では、公営住宅 208 戸・特定公共賃貸住宅 46 戸・町単独住宅 38 戸（R2.4 現在）を管理しているが、人口減少に伴い空き住戸の数も増えつつある。また、耐用年数を超過した住宅が増えているため、建替事業を進めていく中で団地の集約化を図るとともに、既設公共賃貸住宅の長寿命化計画に基づいた改修工事等も実施し、安心・安全に暮らせる良好な住生活環境の整備に努めていく必要がある。

土地開発公社による宅地分譲は、昭和 48 年以来順調に成果を上げてきており、今後も、計画的な宅地分譲に努め、販売促進し、持ち家定住奨励事業との相乗効果を高め、過疎化防止を図る必要がある。

(2) その対策

- ア 農業集落排水処理場の計画的な改修整備を進める。
- イ 中空知衛生施設組合における老朽化に伴う火葬場の全面整備を推進する。
- ウ 農村部の生活環境整備対策として、合併浄化槽の整備促進を図る。
- エ ごみの分別収集や減量化、再利用について、普及・啓発に努める。
- オ 消防車両や分団詰所の整備など消防設備の充実を図る。
- カ 「雨竜町公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化に向けての住環境改善工事や、建替事業等の整備を進め、良好で安全な住宅の安定供給を図る。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------|---|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設 ・農村集落排水施設 | 農業集落排水処理場改修事業 電気・機械設備等改修一式 満寿浄化センター改修工事 | 町 | |
| | (4) 火葬場 | 中空知衛生施設組合事業 火葬場全面建替事業負担金 | 組合 | |
| | (5) 消防施設 | 消防施設整備事業負担金 サイレン吹鳴遠隔制御装置整備 | 組合 | |
| | | 消防自動車購入事業負担金 広報車 1台 ポンプ車 1台 | 組合 | |
| | (6) 公営住宅 | 既設公営住宅環境改善事業 | 町 | |
| | | 町有住宅環境改善事業 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上下水道施設の計画的な点検・補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら予防保全型の維持管理に努め、老朽化した下水道施設については改築更新等を計画的に進める。

住宅については、入居率や人口（世帯）減少等、本町の実情を踏まえ、長期的な活用を図るために建替事業を進めながらの団地の統廃合や、長寿命化計画に基づいた維持・修繕・改修等を計画的に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

少子高齢化の進行に伴い、国では、子ども・子育て支援法を制定し、平成27年4月から子育て支援を拡充した。本町においては、年少人口（0～14歳）は、平成27年に269人から令和元年には214人と少子化が進み、核家族化や地域のつながりの希薄化から子育ての孤立や子育て力の低下が懸念される。未就学児を対象とした保育所が1か所あり、0歳児保育など保育機能の充実を図っているが、施設を建設してから年数が経過しているため、計画的な環境整備が必要である。また、共働き等の世帯の小学生を預かる学童保育所を設置し、保育機能の充実を進めており、令和元年10月からは保育料を無償化とし、子育て世帯の負担軽減を図っている。急速に少子高齢化が進む中であって、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要とされる。

② 高齢者の保健・福祉

平成27年4月から介護保険制度が改正され、介護予防支援事業や要支援者等へのサービスが見直しとなり、地域の実情にあったサービスの展開が必要とされている。

本町の65歳以上の高齢者人口は平成27年度末現在で1,042人（37.9%）から令和元年度末には973人（42.1%）と、人口減少に伴い高齢化率が進み、ひとり暮らしや高齢者世帯が年々増加している。近年は農村においても核家族化や出生率の低下による人口減など従来の家族機能、地域社会の形態が変化している状況にある。

高齢者福祉対策の現況としては、特別養護老人ホーム、高齢者健康福祉センターのほか、平成28年4月より雨竜地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口機能の拡充を図っている。また、平成22年にシルバーハウスうりゅうを建設し、高齢者が快適で充実した共同生活を送ることができるよう施設整備を図ったが、療養型病床の見直しなどから、特別養護老人ホームの待機者が増加傾向にあり、高齢者に対する支援対策が必要とされている。

今後、高齢者が地域で自立した生活ができるよう、買い物や通院などの足の確保、憩いの場づくり、見守り対策など、保健・福祉など関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細かなサービスが総合的に提供される体制の整備・人材育成を進めていくことが必要である。

③ その他の保健・福祉

これからの長寿社会を心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう健康づくり、疾病予防、介護予防に取り組むことは、健康寿命を延伸するために重要である。健康情報が多様化し、健康志向の高まりや個別志向となる中で、集団検診から一部個別検診にするなど、検診体制の整備を図った。今後は、若い世代の検診への意識の目覚めや個別ニーズに合わせた検診体制の在り方に向けた対策が求められている。次世代を担う子どもたちの疾病予防、健康づくり、育児支援体制については、専門職や医療機関との協力・連携のもと今後も実施する。

障害者総合支援法では、障がい者が日常生活や社会生活を営むために総合的な支援を求められているため、各種障がい福祉サービスが適切に受けられるよう体制整備を図るとともに、本町にある障がい者施設利用者の高齢化や施設の老朽化などから改修整備を進める必要がある。また、知的障がい者の就労支援策として、水稻などを中心とした農業経営事業を展開するとともに、雨竜町障がい者就労施設等からの物品の調達方針を策定し、物品や役務の調達を推進していく。

(2) その対策

- ア 「雨竜町高齢者保健福祉計画」及び「データヘルス計画」に基づき総合的な保健・福祉サービスを進める。
- イ 老人クラブ活動やいきいき学園大学、ゲートボール、パークゴルフ等のスポーツ大会など社会参加機会の確保を図り、高齢者が生きがいのもてる地域づくりを促進する。
- ウ いきいき元気村施設を高齢者と地域住民の交流の場として有効活用し、災害時の避難所としての機能の強化及び計画的な施設の整備を図る。
- エ 高齢者を支える人材の育成やいつでも気軽に集える憩いの場づくりを進める。
- オ 高齢者福祉施設や在宅サービスの充実、買い物や通院などの足の確保、見守り対策など高齢者や障がい者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを進める。
- カ 知的障がい者支援施設の機能の充実と環境整備を促進する。
- キ 健康相談や健康教育など健康づくりに必要な保健サービスの提供を図るとともに関係団体をはじめ、職場や地域などと連携を図り、健康づくり運動を促進する。
- ク 各種検診及びインフルエンザ予防接種費用などの負担軽減を図り、受診しやすい環境の整備を促進する。
- ケ 「雨竜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき全ての子どもたちが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境を整備する。
- コ 子育ての不安や悩みを一人で抱え込むことがないように、子育て世帯を支えるための拠点整備を進める。
- サ 保育費用、特定不妊治療費、妊産婦健康診査費用、新生児聴覚検査費用、乳幼児等医療費の助成など経済的負担の軽減を図り、子どもや子育て世代が交流できる場や施設の整備を図ることとで、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備が重要である。
- シ 保育機能の充実に努めるとともに、定住促進事業として取り組んでいる結婚・出産祝金交付事業を充実し、過疎化防止に努める。
- ス 新型コロナウイルス感染症については、関係機関と連携して予防接種等の感染拡大防止に努める。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|---|------|-------------------------|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 高齢者福祉施設 ・その他 | ・いきいき元気村施設環境整備事業 内外部・設備機器類改修工事 | 町 | |
| | (3) 児童福祉施設 ・保育所 | ・こども交流プラザ環境整備事業 照明 LED 化工事 暖房設備等改修工事 | 町 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 | 子育て支援事業 乳幼児等医療費助成 ・乳幼児、小中学生の入通院費、 高校生の入院医療費の助成を行い、 子育て世代の経済的負担軽減対策を行い、 育てやすい環境を支援する。 妊婦健康診査助成 ・出産までに必要な 14 回の定期 健康診査費用を助成することにより、 安心して出産できる環境を整備する。 保育料助成 ・子育て世代に対する負担軽減を すすめ、安心して産み育てることができる 環境づくりを整備する。 小中学生の給食費・修学旅行費助成 ・小中学生の給食費、修学旅行費を 助成することで、子育て世代の 経済的負担を軽減することで、 少子化対策及び将来を担う こどもたちを安心して育てられる 環境を整備する。 | 町 | 将来に わたり 効果が 及ぶ |

| | | | | |
|--|--------|---|---|--|
| | ・健康づくり | <p>女性の健康事業</p> <p>女性特有のがん検診費用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんや乳がん検診費用を助成し受診を促進するとともに、検診の必要性を啓発し女性特有のがんの早期発見に努める。 <p>インフルエンザ予防接種助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種に対する助成を行うことにより、インフルエンザに伴う各症状の重症化の防止並びにまん延の予防を図る。 | 町 | |
| | | | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の償却が進む中で、利用数や稼働状況も踏まえ、施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討していくとともに、介護ニーズと障害者福祉サービスの機能充実と計画的な環境整備を進める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内には、民間病院が（内科系 108 床） 1 か所あり、地域医療を担っており、外科系専門医療や休日・夜間等の救急・急病医療体制については、近隣都市において機能が充実している。第二次救急医療体制の確保は、中空知圏域の公的医療機関等において確保されている。

歯科医院については、平成 20 年から歯科医師が定住し、診療体制が確保され、保健事業への協力、学校歯科医の協力を得ている。

(2) その対策

ア 地域医療を確保し、診療体制の充実を図るため運営支援を行う。

イ 国民健康保険事業の広域事務処理体制の促進を図る。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|--|------|-------------|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 ・民間病院 | 地域医療確保事業 新雨竜第一病院診療運営補助 ・町の中核病院として、疾病の早期発見、治療、機能訓練等を行っており、町民が安心して医療が受けられる環境を整備するため、運営に対する助成を行うことにより、地域医療の充実を図る。 | 町 | 将来にわたり効果が及ぶ |

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中学校

本町の小学校及び中学校はそれぞれ昭和 40 年代に統合し、現在 1 校ずつとなっており、令和 2 年 5 月現在で小学校の児童数は 101 名、中学校の生徒数は 41 人と減少傾向で推移し、今後においても減少傾向は続く状況にある。

校舎は、小、中学校とも建設して 40 年以上が経過し、経年による老朽化が進み、各校舎、体育館とも耐震性能が低かったことから、既設中学校の耐震補強、増改築工事を実施し、小中学校併設校として平成 26 年 4 月に新たに開校した。

児童・生徒の通学は 3 台のスクールバスによって行われているが、児童数・生徒数の減少からスクールバスの小型車両の導入を一部行うなど、安全かつ円滑な運行を必須条件として、今後も適切な時期の更新が必要となる。

また、学校パソコン教室のパソコンは平成 29 年度に更新しているが、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の整備と併せた情報機器の総合的な整備を行い、教育への ICT 化を進める必要がある。

② 高等学校

本町には普通高等学校がなく、ほぼ全員が近隣市町へ通学している。また、昭和 59 年に道立雨竜高等養護学校が開校、現在 109 名の生徒が在学し、寄宿舎で生活している。一般科目のほか木工、コンクリート製品製造、園芸等の技術を習得している。公共施設花植えや高齢者宅の除雪などのボランティア活動のほか、職場体験やフラワースマイルプロジェクト、ウッドスタート事業など住民とのふれあいや、地域に根差した教育が進められている。

③ 社会教育

現在、様々な教室・講演会・スポーツ大会など趣向を凝らした事業を開催し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々に学習機会を提供しているが、少子・高齢化、国際化、高度情報化など社会情勢の著しい変化に伴い、住民の多様なニーズに対応した学習機会の提供を進めていくことが大切であり、その推進に当たっては、施設の充実はもちろんのこと、時代の流れを的確に把握し学習機会の一層の充実を図る必要がある。

社会教育関係施設として、雨竜町農村環境改善センターに図書室を併設し機能の充実を図ったところであるが、このほか、公民館、改善センター、スポーツセンター、メモリアルパーク、プール等があり、機能保持・改善のため計画的に改修を実施する必要がある。

(2) その対策

- ア スクールバスの計画的更新を図る。
- イ 学校教育への ICT 導入及びセキュリティ強化を図る。
- ウ 住民の多様なニーズに対応した社会教育事業を推進する。
- エ 各種社会教育施設及び体育施設等の適正な改修を図る。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--|-----------|-------------------------|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 ・校舎 | 学校暖房設備改修事業 小中学校暖房機設備等改修工事 | 町 | |
| | ・スクールバス・ ボート | スクールバス購入事業 スクールバス 1台 | 町 | |
| | ・給食施設 | 備品購入事業負担金 | 新十津 川町 | |
| | ・その他 | 小中学校パソコン機器等更新事業 | 町 | |
| | (3) 集会施設、体育施 設等 | | | |
| | ・集会施設 | ・公民館施設改修事業 公民館暖房設備等改修工事 | 町 | |
| | | ・ふれあいセンター整備事業 | 町 | |
| | ・体育施設 | ・農村環境改善センター施設改修事業 農村環境改善センター暖房設備等 改修工事 | 町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発 展特別事業 | | | |
| | ・その他 | 家庭教育推進事業 ジュニアスクール ・雨竜町立小学校に在籍している 5,6年生の児童と雨竜町立中学 校に在籍している1~3年生の 生徒の学習意欲の高揚と家庭学 習の習慣を確立し、学力の向上 を図る。 | 町 | 将来に わたり 効果が 及ぶ |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校施設、集会・体育施設については、安全性を大前提に、長寿命化を柱として維持管理を進めるとともに、管理コスト等を見ながら今後の在り方を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

農村部の集落で離農などにより戸数が減少し、地域活動が停滞ぎみな面も見られることから、平成 17 年に 22 行政区を 11 町内会に再編し、各種地域活動が展開されている。

また、冬期間の除雪については、農村地区も市街地区同様に、ほぼ全線を除雪しており、車両の通行に支障が出ないよう配慮し実施している。

集会施設は、集落の憩いの場として多く使用されていることから、老朽化が進んでいる施設の環境整備を図る必要がある。

(2) その対策

ア 交通安全・防犯対策のため、町内会所有街灯電気料の負担軽減を図る。

イ 各種行事等を通じ、各集落内及び集落間の連帯意識の高揚を図り、町内会活動の円滑化を推進する。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|--|------|-------------|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | 地区コミュニティセンター改修事業 | 町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備 | 地区コミュニティセンター環境整備・管理事業 コミュニティセンター環境整備、指定管理費 ・過疎集落地域の活動拠点である施設の適正な維持・管理を図るため、環境整備・管理費を助成するもの。 | 町 | 将来にわたり効果が及ぶ |
| | | 町内会活動推進事業 町内会活動補助・町内会所有街灯電気料補助金 ・地域活動の積極的な推進を目的に活動費を助成。また、街灯費用を補助することで集落住民の負担軽減を図るとともに、交通安全・防犯対策が図られる。 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域コミュニティの活動の場となる各コミュニティ・集会所施設については、老朽化が進んでいるが、可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建替えや統廃合、複合化等を進める。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内の各種芸術文化団体は、13 団体で 170 名であるが、会員数は減少傾向にある。

文化財としては、道指定の雨竜沼高層湿原帯（天然記念物）やアカマツ並木（開拓記念保護樹木）をはじめ、町指定の雨竜町開拓記念館や雨竜町獅子神楽等があり、今後もその保存・伝承に努めていかなければならない。

また、本町の長い歴史や文化を後世に伝えていくことも大事であり、資料の収集や整理を継続して実施していくことが大切である。

本町には、雨竜沼湿原をはじめとした優れた自然景観が数多く残されており、これらの貴重な自然を広く紹介するとともに、将来へ残していくことが望まれている。

(2) その対策

ア 芸術文化鑑賞会など文化に接する機会の拡充を図る。

イ 文化祭など芸術文化活動の場を提供し、自主的な文化活動を促進する。

ウ 文化財及び歴史的資料の適正な保護、保存を図る。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|----------------------------|-------------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 ・地域文化振興施設 | 史跡公園整備事業 開拓記念館外部改修工事 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育施設については、安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進める。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|---|------------|-------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 | 定住促進事業 若者定住促進事業 ・転入者奨励金 ・新規学卒者就業奨励金 ・農業新規参入者奨励金 ・結婚定住祝金 若者の人口定着と増加を図り、定住を促進する。 出産祝金交付事業 持ち家定住促進事業 ・宅地奨励金 ・持家奨励金 本町の人口定着と増加を図り、定住を促進する。 | 町 | 将来にわたり効果が及ぶ |
| | ・地域間交流 | まちづくり人材育成事業 人材育成事業 各種イベント事業 | 町 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・第1次産業 | 農業後継者就農育成事業 新規就農者育成事業 | 町 町 | |
| | ・商工業・6次産業化 | 商工業振興・地域雇用推進事業 新規参入開業支援補助 後継者等育成補助 商店街元気づくり活性化事業 雇用創出事業 町内農産物の加工食品開発事業 中小企業利子等補給補助 消費活性化対策事業 | 町 | |

| | | | | |
|---------|--------------------------------|---|--------------------|--|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備 | 地区コミュニティセンター環境整備・管理事業 コミュニティセンター環境整備、 指定管理費 町内会活動推進事業 町内会活動補助・町内会所有街灯 電気料補助金 | 町 町 | |
|---------|--------------------------------|---|--------------------|--|